



芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡隆 連絡先 090-7118-2312

<http://ashiya9.web.fc2.com/>

安倍首相の新たな9条改憲「論」

「新規隊員募集に対し、都道府県の6割以上が協力を拒否しているという悲しい実態があります。地方自治体から要請されれば、自衛隊の諸君はただちに駆けつけ、命をかけて災害に立ち向かうにもかかわらず、であります。＜中略＞憲法にしっかりと自衛隊と明記して、違憲論争に終止符を打とうではありませんか」（今年2月10日の自民党大会での安倍首相発言）。これは、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（共同代表は日本会議の現・前会長など）の集会で配布されたビラの引き写しです。

この発言は、幾重にも事実と異なりかつ危険です。まず、第一に、「都道府県」ではなく「市町村」です。第二に、「6割以上が協力を拒否している」事実はありません。昨年5月に、防衛大臣が18歳と22歳になる若者の住所・氏名等を「紙又は電子媒体」で提出するように市町村に要求し、自治体の36%は求め通りに名簿を提出しました。それ以外に54%の自治体が住民基本台帳の閲覧や書き写しを認めています。つまり、9割が協力しています。第三に、自衛隊は「我が国を防衛することを主たる任務」としてのことであり、必要に応じて「公共の秩序の維持に当たる」（自衛隊法第3条）のです。「災害派遣」は、さらに下位の付加的任務にすぎません（第83条）。それをいかにも主たる任務のように歪曲して、積極的名簿提供を要求しています。

行きつく先は徴兵制では？

首相は発言の誤りを認めず、「閲覧や書き写しでは非協力的だ」と居直っています。しかし、次の3点で法的根拠がありません。①自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、……都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」のであり、自治体が「求め」に応じる義務はない。②個人情報保護条例では、個人情報の利用・提供を厳禁しており、これが大原則。例外として「法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき」を掲げているが、前記施行令には個人情報保護の観点は存在せず、それゆえに「必要な報告又は資料」は、具体的適齢者情報（氏名、生年月日、性別、住所）を想定していない。③住民基本台帳法第11条は、国による住基データの「閲覧」を認めているが、それは「提供」ではない。

「閲覧や書き写しでは非協力的」との発言は首相の本音でしょう。自治体は、個人情報保護理念を超えて適齢者情報を「紙又は電子媒体」で差し出して当然だ、と言っているのです。自衛隊への志願者が減る中で、この論理の行きつく先は徴兵制ではないでしょうか？



個人情報無断で横流しすることこそ許せない

本人の了解なく個人情報を自衛隊に提供すること自体が憲法や子どもの権利条約に抵触します（防衛省によると、昨年11月末時点で紙媒体での提供が618自治体、シール4自治体、電子媒体は姫路市など14自治体）。しかも、安保法制以後の「殺し殺される」自衛隊への提供です。京都市では、2019年度に18歳と22歳になる2万8千人分の個人情報を自衛隊持ち込みの宛名シールに印刷して提供する市の方針に対して強い抗議が起っています。若者が個人情報の利用（提供）停止請求を行い4件が認められました。個人情報の無断提供は重大な人権侵害です。（文責 久保富三夫）